

## 1 条例の目的

◎市民が居住する建物等（本市区域内の建物で、現に居住に使用しているものに限  
り、その敷地及び敷地に隣接する土地を含む）に物品等が堆積され又は放置され  
ることにより発生する不良な状態を解消するための支援及び措置に関し必要な事  
項を定め、市民の安全で快適な生活環境を確保します。

## 2 条例の対象

### 【条例の対象となる「不良な状態」】

建物等において、物品等の堆積又は放置により、ねずみや害虫、悪臭の発生、火災  
発生のおそれがある等、周辺的生活環境に著しい支障が生じている状態をいいます。

## 3 市・市民・所有者等の責務

### 【市の責務】

- ・建物等の不良な状態の解消に関する対策その他の取組を適切に行うものとします。

### 【市民の責務】

- ・居住する建物等を不良な状態にしてはならないものとします。
- ・近隣の住民と相互に協力し、地域的生活環境を良好に保つよう努めるものとします。
- ・市が実施する対策その他の取組に協力するよう努めるものとします。

### 【所有者等（建物等の所有者又は管理者で堆積者以外の者）の責務】

- ・所有又は管理する建物等が不良な状態とならないよう努めるものとします。
- ・建物等が不良な状態となった場合は、堆積者と協力して不良な状態を解消するよう努めるものとします。
- ・市が実施する対策その他の取組に協力するよう努めるものとします。

## 4 調査

◎条例の施行に必要な限度において、次の調査を行うことができます。

- ・建物等の居住者又は関係者に報告を求めること
- ・居住者に関する事項について、市の保有する情報を利用すること
- ・関係機関に対し、居住者に係る情報の提供を求めること
- ・不良な状態にある建物等への立ち入り調査等

## 5 支援

- ◎建物等における不良な状態を解消し、又はその発生を防止するために情報の提供、助言その他の必要な支援を行うことができます。
- ◎居住者が自ら不良な状態を解消することが困難であると認められるときは、経費の支出を要する支援を行うことができます。

## 6 指導等の実施

◎条例の対象となる建物等について、指導等の必要な措置を次のように行います。

| 区分    | 内容                                                                                                                        |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指導    | ・堆積者又は所有者等に対し、不良な状態を解消するために必要な措置をとるように指導することができます。                                                                        |
| 勧告    | ・指導したにもかかわらず、堆積者が不良な状態を解消しないときは、期限を定めて、堆積者に対して勧告をすることができます。                                                               |
| 命令    | ・勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、期限を定めて、勧告に従うように命令することができます。                                                                   |
| 行政代執行 | ・命令を受けた者が、正当な理由なく命令に従わず、他の手段によって命令した措置の履行を確保することが困難であり、命令した措置の不履行が著しく公益に反する場合は、行政代執行（命令した措置を市長が自ら行う又は第三者に行わせる）をすることができます。 |
| 応急措置  | ・堆積物による市民の生命や財産等への重大な危害の発生を防止する緊急の必要があるときは、必要最小限度の措置をすることができます。                                                           |

## 7 区対策会議

- ◎区内の建物等の不良な状態の解消に関する対策を推進するため、各区に区対策会議を置きます。

## 8 審議会

- ◎市長の附属機関として、有識者等で構成する審議会を設置します。
  - ・命令、行政代執行及び経費の支出を要する支援を実施する場合、あらかじめ審議会の意見を聴きます。

## 9 罰則

- ◎正当な理由なく立入調査を拒否等した場合及び命令に違反した場合に、罰則として過料を科すことができます。